

解雇紛争の経済分析

村松 幹二

(駒澤大学准教授)

神林 龍

(一橋大学准教授)

本稿では、①訴訟コスト、②情報の非対称性、③予想の誤りという3つの視点から、1980年代後半以降の日本の解雇紛争の動向を考察した。まず、日本における解雇者1万人あたりの解雇事件の訴訟提起数はおおむね10~20件の間を推移しており、1997年前後までは失業率と順相関、以降は逆相関を示していた。それゆえ、この動向を①の訴訟コスト、すなわち原告たる労働者の機会費用だけで説明することは難しい。②の情報の非対称性という観点からは、訴訟比率と労働者勝訴率との関係を吟味した。その結果、解雇権濫用法理の構造から使用者側の主張が比較的結論を左右し、その点について1997年前後以降様々なノウハウが蓄積されたとする傍証と矛盾しないことがわかった。また、個別労働相談窓口の開設による司法資源へのアクセス費用が低下したことを考慮すると、1997年以降の動きは訴訟比率の趨勢的低下と解釈できる。これらの考察から、解雇ルールはリストラが激しくなった1997年以降にかえて安定していったことが示唆される。その意味で、1997年以降の動向は③の枠組みのなかで、解雇権濫用法理の法的安定性の獲得という側面から解釈可能なものかもしれない。

目次

- I はじめに
- II 解雇紛争の現状
- III 訴訟か和解か
- IV 訴訟数の変化の要因(まとめに代えて)

I はじめに

公的労働規制は、現実には法律あるいはもっと一般的に法によって制御される¹⁾。社会の構成員がすべての法的ルールを自然に履行すると考えれば、公的労働規制は直接経済主体を制約すると解釈して問題ない。しかし、残念ながらすべての社会の構成員が法的ルールを十全に履行することはなく、えてして違反が起こる。また、何が違反であるかに関して共通理解が得られないことも多い。このとき、最終的には、刑事訴追や民事訴訟

がルール違反を認定し、強制力を背景として、法的ルールを実効ならしめる。履行制度あるいは紛争処理制度がラスト・リゾートの役割を果たしていなければ、法的ルールは現実には空文になる恐れがある。それゆえ、法的ルールの実態への影響を考えるとときには紛争処理制度のあり方を考慮する必要がある。逆に言えば、紛争処理制度の利用状況や履行プロセスを考察することは、法的ルールの実効性を理解することにつながる。

以上の論理を労働に関する諸ルールに当てはめれば、労働紛争の実態やメカニズムを考察することは、労働に関する諸ルールの現実的影響を理解するうえで欠かせないことがわかる。労働に関する諸ルールの紛争処理過程のなかで最も重要なもののひとつは訴訟であろう²⁾。とりわけ、日本の解雇規制は判例法理に基づいていることもあり、労使の意見の不一致による紛争も生じやすい。こ

のとき、裁判過程は法的ルールの履行のみならず、法的ルールの発見・確立という役割も担う。それゆえ、日本の解雇規制の現実的役割を考えるうえでは、解雇紛争が法廷でどのように争われるかを理解することが重要となる。以上の理由から、本稿では、労働紛争のうち解雇紛争に関する訴訟について、法と経済学の視点から分析する。

元来、法と経済学の分野では、訴訟と和解について、理論と実証の両面から多くの分析がなされている。しかし、理論的には民事訴訟一般を扱うものが多く、実証分析においても解雇紛争に関する分析は少ない。このため本稿では、まず解雇紛争訴訟についての近年の変化を見たあと、訴訟と和解についての法と経済学の理論の成果をふまえて、解雇紛争訴訟の変化の要因について検討する。

II 解雇紛争の現状

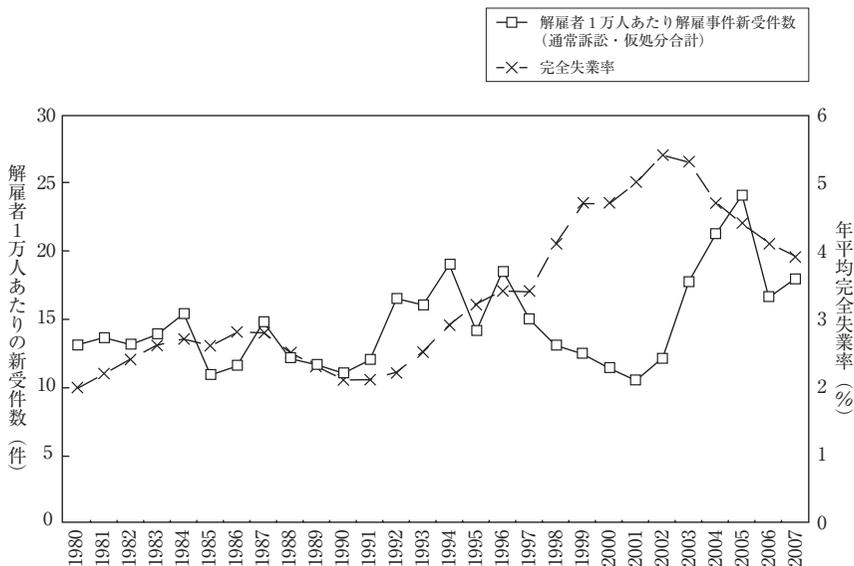
解雇紛争を考察するにあたっては、まず現状を把握することが必要であろう。とくに、解雇紛争の動向を数量的に概観することは議論の第一歩を提供する。

ただし、紛争という語の用い方には注意する必要がある。一般にどのような行為を紛争とみなす

かは立場により様々で、定義が統一されているわけではないからである。労働紛争については、戦後労働組合に争議権が認められたことにより、争議権の確立をもって紛争が顕在化したとみなす考え方が多かった。解雇紛争についても、オイルショック期の整理解雇が労使の集団対立を生み出したこともあり、解雇を争点とした争議を解雇紛争とみなすことは理にかなっている。ところが、1980年代以降になると労働組合が主体的に関与する集団的な労使対立は急速に背景に退き、かわって裁判所を介在させる訴訟が強調されるようになった。とくに解雇については、1990年代以降の不況のなかで、集団的整理解雇ではなく個別解雇が頻繁に用いられるようになったこともあり、法廷において労使対立が明らかになることも多いだろう³⁾。

それゆえ、まずは訴訟が法廷に提起されることをもって解雇紛争の発生とみなし、その推移を概観しよう。次の図1では、解雇について地方裁判所に提起された訴訟の数の推移を、その年の解雇者1万人に対する比率として掲示した。ここで、解雇者数は厚生労働省『雇用動向調査』の「本人の責による離職」および「経営上の都合による離職」を合計した数値を用いた⁴⁾。訴訟数は最高裁判所事務局行政局が毎年出版している『労働関

図1 解雇者1万人あたり解雇事件新受件数&完全失業率の図



出所：神林編著（2008）第6章図表6-10に加筆修正。

係民事・行政事件の概況』のうち、原告が労働者側で「雇用関係存在確認等」に分類される通常訴訟、申立人が労働者側で「地位保全」に分類される仮処分のうち全国の地方裁判所に新たに提起された数を探った。

図1からわかるのは、第一に、解雇者1万人あたりの訴訟数は10~20件を推移しており、期間中多くても25件を超えていないことであろう。解雇が訴訟として提起される比率は0.1~0.2%程度である。もちろん、先にも触れたように複数の原告を含む集団訴訟が減少していること、訴訟数は通常訴訟と仮処分を合計しており同一の解雇行為に対する訴訟が複数含まれることなど考慮すべき点があり水準の評価は難しいが、ほとんどの解雇は法廷で争われることがないといえよう。

第二の特徴は、1997年前後まで訴訟比率は完全失業率と正の相関を示し（1980年から1996年までの相関係数は0.52）、その後逆に負の相関を示すことであろう（1997年から2007年までの相関係数は-0.20）。とりわけ1997年前後より完全失業率が上昇する局面では、訴訟比率は減少の一途をたどり好景気を謳歌したバブル期の水準まで落ち込んでいる。逆に2002年以降は完全失業率が減少する局面で訴訟比率が急激に上昇している。1996年までの完全失業率との相関関係と比較したときに確認されるこれらの変化は、1997年前後以降、解雇が訴訟に結びつくメカニズムが変化したことを示唆するかもしれない。

もちろん、訴訟が提起されない背後で何が起きているかは、図1の範囲では不明ではある。しかし、日本の解雇紛争のメカニズムを考えるには、図1に集約される訴訟比率の動向の合理的解釈を目標とすると分かりやすいであろう。本稿でも、法と経済学の分野で一般的となってきた裁判過程の分析を紹介し、それを念頭において図1の解釈を試みることを通じて、日本における解雇紛争のメカニズムについて考えたい。

III 訴訟か和解か

さて、訴訟件数の変化の要因を考えるには、どのような場合に訴訟がおきるのかを理論的に考え

る必要がある。もちろんこのことは、どのような場合に和解が成立しないのかを考えることと等しい（ただし、以下では簡単化のために和解とは提訴後の和解だけでなく、提訴前の和解も含むものとする）。

まず原告の勝訴確率についての原告、被告の予想をそれぞれ P_p 、 P_d とする。勝訴した場合の原告の利得を $\pi(>0)$ 、敗訴した場合の原告の利得を0とする。また、簡単化のため敗訴した場合の被告の利得を $-\pi$ 、勝訴した場合の被告の利得を0とする。以上の仮定は、裁判により所得移転は生じるが、両者の損得の合計は変化しないことを意味している⁵⁾。民事裁判一般を論じる場合には、勝訴確率以外に、勝訴した場合の賠償額の決定についても論じられる場合が多い。しかし解雇事件については、解雇の有効性が中心的争点になるケースが多いため、以下では π は一定とする。

原告、被告の裁判費用をそれぞれ C_p 、 $C_d(>0)$ とし、和解には費用がかからないとする。訴訟するか和解するかに関する意思決定は裁判費用と和解費用との差に依存するため、和解費用を0と仮定しても以下の議論には影響しない。また、原告、被告ともリスク中立的であり、期待利得を最大化するものとする。当事者がリスク回避的であるほど、裁判は回避され、和解しやすくなることは容易に想像がつくであろう。したがって、この仮定はより裁判を提起しやすい状況について論じていることには注意されたい。

和解により原告は被告から和解金 S を受け取ると考え、解雇の撤回など金銭以外の条件は意味がないとする⁶⁾。

裁判になった場合の原告の期待利得は $P_p\pi - C_p$ であり、裁判になった場合の被告の期待利得は $-P_d\pi - C_d$ である。このため原告は、

$$S \geq P_p\pi - C_p$$

のとき和解し、被告は、

$$-S \geq -P_d\pi - C_d$$

のとき和解する。両式から原告、被告とも和解に合意する S が存在する条件は、

$$P_p\pi - C_p \leq P_d\pi + C_d$$

⇔

$$(P_p - P_d)\pi \leq C_p + C_d \dots\dots\dots \text{和解成立条件(A)}$$

と表わされる。ここから、和解比率の決定要因についてつぎのことがわかる。

① 裁判費用 C_p , C_d が大きいほど、当事者は裁判を避け、和解しやすい。

ここで裁判費用には、弁護士費用や印紙代など裁判時に実際にかかる費用のほか、裁判過程に突入することによって犠牲にしなければならない機会費用も含まれることに注意されたい。原告たる労働者にとって最たる機会費用は、再就職活動が妨げられることであろう。すなわち、不況期で労働市場が厳しく、労働者自身の努力をいくら重ねたところで再就職できる可能性が大してあがないような場合には機会費用は小さいと考えられる。逆に好況期で少し時間をかければ再就職先が見つけられるような状況では、わざわざ裁判を提起して自らの時間を犠牲にしたときに失うものは大きくなる。

このように考えると、図1の前半期において訴訟比率が完全失業率と正の相関を示していたことは理解できる。しかし後半以降の動きは説明できない。後半の動きを説明するためには、もう一度(A)に立ち帰る必要がありそうである。そこで、もう一度(A)式を読み解くと、裁判費用との関連にとどまらずいくつかの要因を析出できる。

② $P_p \leq P_d$ のとき、裁判費用や勝訴時の利得に関わらず常に和解が成立し、裁判は提起されない。原告の勝訴確率に関する予想が原告と被告の間で一致している場合や原告よりも被告の方が原告の勝訴確率を低く予想する場合、和解成立条件の左辺は負、右辺は正となり、常に和解成立条件を満たすからである。

③ $P_p > P_d$ のとき、原告が予想する原告の勝訴確率 P_p が被告の予想する原告の勝訴確率 P_d と比

較して大きいほど和解は成立しにくくなる。すなわち原告が被告よりも「強気」であるほど、和解は成立しにくくなる。

すなわち、和解が成立する要因としては、裁判費用ばかりではなく、勝訴確率についての原告・被告間での「予想の食い違い」が重要であることがわかる。端的に言えば、労働者は勝つと予想し、同時に使用者も勝てる（すなわち使用者は、労働者は負ける）と予想している場合、事前に決着することは難しく裁判に突入する可能性が高くなる。逆に言えば、労働者が負けると予想し、使用者が勝てると予想する場合には、両者の予想は親和的なので裁判に突入することで発生する裁判費用を回避するインセンティブが働き和解が成立する。また、労働者が勝てると予想し、使用者が負けると予想している場合にも、同様の理由で裁判は提起されない点に注意すべきである。訴訟の提起は勝訴率の高低で決められるのではなく、原告と被告で勝訴率の予想の差が重要な影響を及ぼすことがわかる⁷⁾。

しかし、どのような理由で勝訴確率についての予想が食い違うのだろうか。この問いには必ずしも簡単に答えることはできない。実際、これまで法と経済学の分野の訴訟に関わる多くの論考でこの問題がとりあげられており、様々な議論が戦わされた。現在のところの結果を大きく分けると、情報の非対称性と予想の誤りという2つの視点が強調されている⁸⁾。

1 非対称情報による予想の不一致

第一に、原告、被告のうち一方、または両方が勝訴確率について私的情報を持つ場合、情報の非対称性が発生して和解が失敗することが、Bebchuk (1984) など多くの分析で考察されている。このロジックを、「『解雇が不当であることの証拠を原告がどの程度持っているか』を被告が知らないケース」を例に紹介しよう⁹⁾。

解雇が不当であることの証拠を労働者が持っている度合い、すなわち、労働者が勝訴できる可能性を原告のタイプ P と呼ぶ。原告は自分のタイプ（すなわち証拠がどの程度勝訴に結びつくか）を

知っているが、被告は原告がどのタイプかを知らず、その可能性のみを分布 $F(P)$ として知っているとする。他の仮定は前節と同様であり、原告、被告の裁判費用を C_p 、 C_d とし、勝訴した場合の原告の利得を π とする。

以上の仮定のもとで、被告が和解金 S を提示したとき、

$$S \geq P\pi - C_p$$

であれば、原告は和解に応じる。すなわち、自分の証拠が弱いと知っている「弱い」原告 ($P \leq (S + C_p)/\pi$) は和解に応じ、自分の証拠が強いと知っている「強い」原告は裁判を行う¹⁰⁾。被告は、和解金を高くすると、和解する場合のコストは高くなるが、原告が和解に応じる確率が上がるので訴訟に付き合っただけで負ける可能性は減少する、という2つの効果を考慮して和解金の提示額 S を決定する。

そこで提示される最適和解提示額 S^* は被告の総期待費用を最小化するように決定され、それは次の一階条件を満たしている。

$$F\left[\frac{S^* + C_p}{\pi}\right] = f\left[\frac{S^* + C_p}{\pi}\right] \times \left[\frac{C_p + C_d}{\pi}\right]$$

左辺は和解比率であり、提示額を変化させたときの和解の場合の期待費用の変化を示している。右辺の $f[\cdot]$ は、 $F[\cdot]$ の密度関数であり、提示額を変化させたときの裁判にもつれこむ確率の変化分に裁判費用をかけたものである。

このモデルでの和解比率をみると、原告の勝訴確率に関する被告の予想と比較して、原告のタイプ P が小さいほど和解が成立しやすい。また被告の裁判費用 C_d が大きいほど、被告は裁判を避けるため、和解比率は高くなる。原告の裁判費用 C_p が大きいほど、原告のタイプが $P \leq (S + C_p)/\pi$ を満たす可能性が高まるため、和解比率は高くなる。したがって、このモデルでも前節でみた和解比率に関する性質①、②、③は保たれているのがわかる。また、この説明のポイントは和解比率、和解提示額、勝訴率の3者が均衡で決定されるという構図であることも強調しておこう。

以上のモデルを図1の後半期に当てはめると、

1997年以降2000年代初頭にかけて、何らかの原因で原告の勝訴確率に関する予想よりも原告のタイプ P が小さくなった事情があるのかもしれない。このとき、訴訟比率が減少するとともに勝訴率は減少するはずである。また、2000年代以降には逆に原告のタイプ P が相対的に大きくなり、訴訟比率とともに勝訴率が增大することが予想される。いずれにせよ、1990年代を通じて原告のタイプ P がどのように変化したかが、この説明が成立するかの鍵を握り、結果として訴訟比率と勝訴率の関係がどのように推移するかで当てはまりを確かめることができる。

現在の日本の解雇訴訟に関する公開資料では和解提示額の推移を詳細に追うことができない。そこで次の図2では、訴訟提起比率と訴訟が判決・決定にいたった場合の勝訴比率を掲示した。訴訟提起比率は図1と同じく解雇者1万人に対する比率をとり、勝訴比率は当該年内に判決・決定に至った訴訟のうち労働者側の請求が一部でも認められた割合である。

図2をみると、両者の相関関係はそれほど明確ではない。実際、両者の相関係数は -0.37 と負を示すが、統計的には無相関と有意な差がない (p 値 0.13)。訴訟や仮処分は1年以内で終局するとは限らないので、勝訴率について1年ラグをとり再計算すると、むしろ -0.52 と統計的に有意な負の相関を示してしまう (p 値 0.03)。

もっとも、上に紹介した非対称情報のモデルは原告だけが勝訴確率を知っており、被告はまったく知らないという形の一方的な情報の非対称性をとりあげており、逆に被告が勝訴確率を知っており、原告が知らないケースでは、訴訟比率が増大すると同時に実際に提起された訴訟では原告の勝訴率が低くなる(中間的な形態として双方が私的情報を持っているケースでは、情報の重要性によって事後的な勝訴率は変動しうる)。したがって、訴訟提起比率と勝訴率との関係が示す相関関係はモデルのテストというよりは、モデルが成立することを前提として、原告の私的情報が比較的重要であるか(このとき訴訟比率と勝訴率は正の相関を示す)、逆に被告の私的情報が比較的重要であるか(相関関係は逆に負となる)を検討する材料と位置づけ

るべきかもしれない。

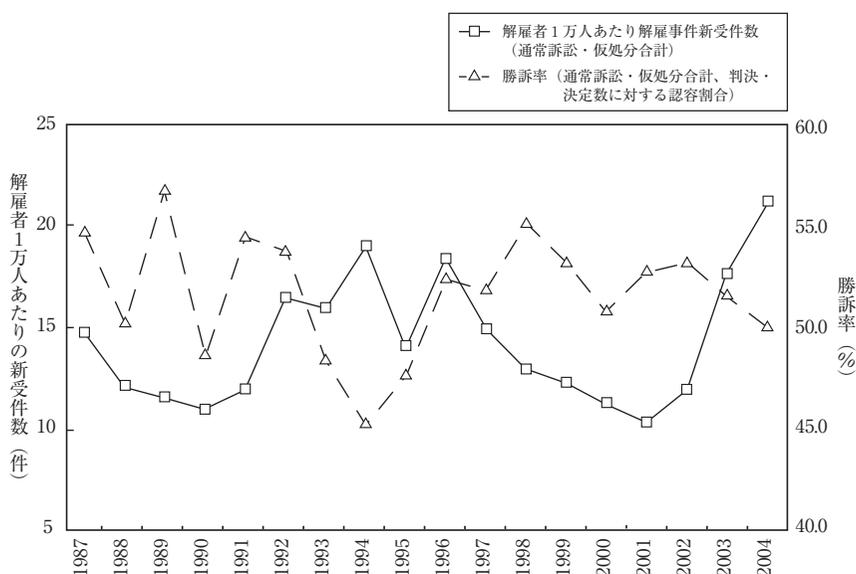
このとき、図2で示された訴訟比率と勝訴率の負の相関は、日本の解雇訴訟においては被告たる使用者がもつ私的情報が比較的重要な役割を果たしており、1997年以降の訴訟比率の低下の背後には、使用者の用意する私的情報がより重要になったことを示唆している。この点は、日本における解雇事件を制御する解雇権濫用法理が実質的に举证責任を被告たる使用者に負わせていることや、玄田・高橋・伊藤（2007）や神林編著（2008）に報告されたように、1997年前後より解雇手順に関する使用者側のノウハウの蓄積が進んだという

事情とも符合する。

それでは、完全失業率で評価した労働者側の機会費用と、勝訴率でみた情報の非対称性の重要性とは、実際に訴訟比率に影響を及ぼしているのだろうか。簡単な回帰分析で確認してみよう。ここでは、訴訟比率を被説明変数に、完全失業率と労働者側勝訴率を説明変数とした単純な最小二乗推定を用いた。サンプル期間はすべての説明変数が利用可能な1987年から2003年までの17年間とした。

表1をみると、17年間全体に対しては推定モデルの当てはまりはよくない。その意味で、これ

図2 訴訟提起比率と勝訴比率



出所：神林編著（2008）第6章図表6-10および図表6-13に加筆修正。

表1 訴訟提起比率と完全失業率、勝訴比率との関係

被説明変数	訴訟比率 ¹⁾							
	最小二乗法							
推定方法	最小二乗法							
	サンプル期間							
	1987～2003年				1987～1996年		1997～2003年	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
完全失業率	-0.16	0.578	-0.14	0.528	3.70	1.363**	-3.13	2.337
勝訴率 ²⁾	-0.31	0.228	—	—	—	—	—	—
次年勝訴率	—	—	-0.47	0.212**	-0.42	0.178**	-1.41	0.956
定数項	30.74	11.764**	38.93	10.946***	26.49	9.996**	101.75	59.266
標本サイズ	17				10		7	
決定係数	0.1297				0.2722		0.6663	
							0.3597	

*は10%、**は5%、***は1%でそれぞれ有意にゼロと異なる係数であることを示す。

注：1) 図1参照。

2) 図2参照。

までの説明で近年の解雇訴訟のすべてを説明するのは難しいだろう。とはいえ、とくに1996年以前において、労働者側の機会費用と情報の非対称性の強弱、使用者側の証拠類の強弱は訴訟比率の変動をうまく説明しているように見える。問題は1997年以降においては両説明変数とも説明力を失っていることであり、1997年以降の変化を説明するには、何か他の方法が必要なのかもしれない。

ここで、今まで扱ったモデルを振り返ってみると、結果的に予想の不一致が生じているが、期待値の意味で予想の不一致が生じているわけではない点に理論的な限界があることを指摘しておこう。1997年以降の訴訟比率の推移を説明できない背景にはその理論的な限界があるかもしれない。次に期待値の意味でも予想が異なる場合を考えてみよう。

2 予想の誤り

被告の責任 F について、それが法的責任水準 F^* より大きい場合には原告勝訴、小さい場合には原告敗訴とする。原告が予想する被告の責任 F_p と被告が予想する被告の責任 F_d が図3のように分布しているとすると、 F_p が F^* 以上の原告は自分が裁判に勝つと予想する。そのような被告の割合が \widehat{P}_p である。同様に F_d が F^* 以上の被告は自分が裁判に負けると予想する。そのような被告の割合が \widehat{P}_d である。原告、被告とも自分が勝つと予想する場合、両者とも和解に応じず、裁判になる。図の斜線部分は裁判まで行くような原告と被告の組み合わせの割合を示している。

このモデルでの和解比率をみると、原告の予想する F_p が小さいほど和解が成立しやすい。また裁判費用が大きいほど、両者とも裁判を避けるため和解比率は高くなる。したがってこのモデルでも和解比率に関する性質①、②、③は保たれている。

しかし、勝訴率については情報の非対称性による場合と異なるインプリケーションが導かれる。Priest and Klein (1984) はこのような予想の誤りの状況をモデル化し、裁判になるようなケースはどのような場合かと、裁判になるようなケースでの勝訴率について考察している。

図3と図4を比較してもらいたい。裁判になるケースとは、原告は自分が勝つと思っており、かつ被告も自分が勝つと思っている場合である。そのようなケースは図の斜線部分で示されている。両図の F_p の平均値と F_d の平均値の乖離は等しいが、図3では図4より、裁判に行く確率は低くなっている。分布の形状が等しいとすると、 F_p の平均値と F_d の平均値が50%をはさんで対称の場合に裁判になるケースが最も多くなる。また、予想の誤差が小さければ、 F_p の平均値と F_d の平均値の差は小さくなり、かつ、それぞれの分散も小さくなるため、斜線部分は減少し、和解比率が増加する。このことから Priest and Klein (1984) は、選択的訴訟仮説 (Trial Selection Hypothesis) として、訴訟が提起されるケースは紛争全体からの無作為抽出ではなく、バイアスがあるとした。また、原告の勝訴確率が50%に近いほど裁判に行きやすいとした、いわゆる50%ルールを提唱した。

図3

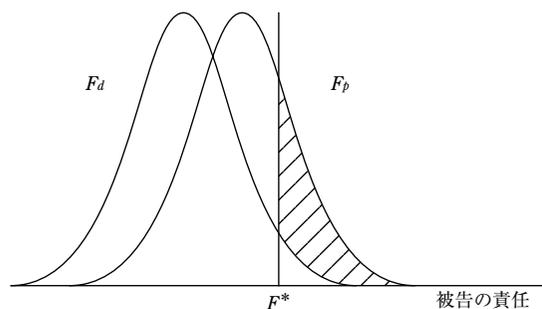
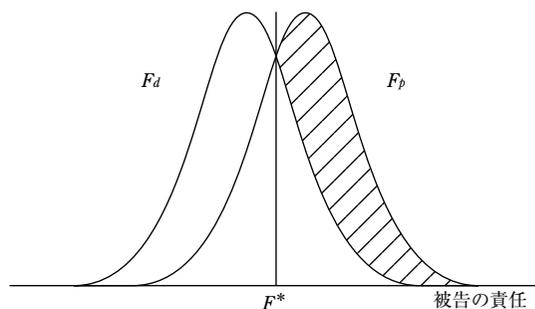


図4



これら2つの仮説は、理論と実証の両面から検証が行われている。理論的な反論としてはまず、期待値の意味で予想を誤るのは合理的ではなく、経済合理的なモデルになじみにくいことがあげられる。このことを Daughety (2000) では、Binmore (1992) の例を用いて説明している。A と B が選挙の予想をしている。A は共和党が $5/8$ 、民主党が $3/8$ の確率で勝つ、B は共和党が $1/4$ 、民主党が $3/4$ の確率で勝つと予想していたとする。このとき、C さんが A さんに「共和党が勝てば3ドル払い、民主党が勝てば5ドルもらいます」と持ちかけ、また B さんに「共和党が勝てば6ドルもらい、民主党が勝てば2ドル払います」と持ちかけると、A さん B さんがともにこの賭けにのれば、C さんはリスクなしに、すなわちどちらが勝っても3ドル儲かる。A さん B さんがリスク回避的な場合には儲けは少なくなるが、それでも必ず儲かる。これは「フリー・ランチはない」という経済学の基本的考え方の1つに反することになる¹¹⁾。

また Priest and Klein (1984) は予想の分布として図3、4を示し、勝てると予想する原告は裁判に行くとしている。しかし原告が勝てるまたは負けると予想するのではなく、先に見た情報の非対称性、予想の不一致のモデルのように勝訴確率を予想する場合、和解プロセスにおいて、和解成

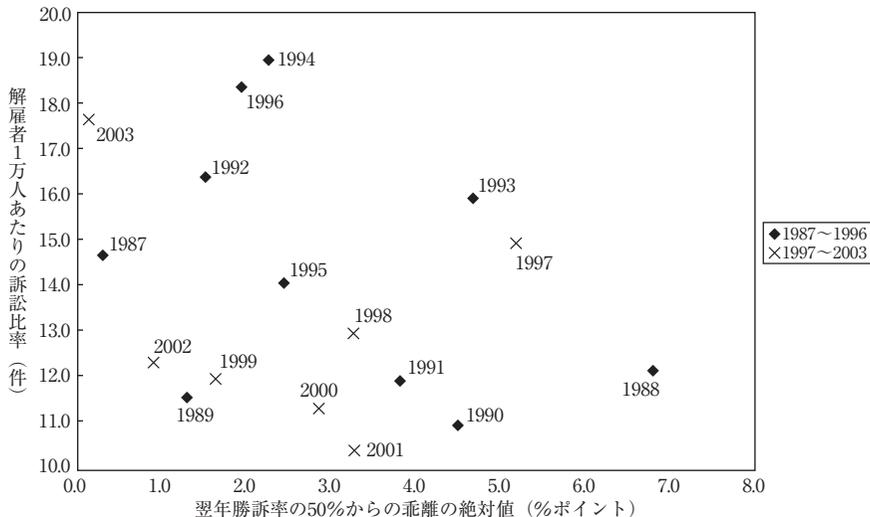
立条件は両者の勝訴確率の予想の隔たりにのみ依存しており、勝訴確率の値には依存しない。Thomas (1995) は勝訴確率を予想する場合の実験を行い、50%ルールは成り立たないとしている¹²⁾。

以上のように理論的にも実証的にも議論がまだ残されている予想の誤り仮説であるが、日本の解雇訴訟にはあてはまるのだろうか。この仮説からは予見可能性が高まり予想の誤りが縮小すれば、訴訟数は減少し、また情報の非対称性によるものでなければ裁判結果が50%に近づく可能性が示唆される。このとき、裁判結果の50%からの乖離度合いと訴訟比率は正の関係をもつ。この点を確かめるために、図2を書き換え、横軸に翌年勝訴率の50%からの乖離の絶対値を、縦軸に訴訟比率をプロットした図5を作成した。

両者は一見して負の相関をもっており、1997年以降も例外ではない。したがって、この観察結果は前段で示した理論的予想はそのままでは現実を説明しない可能性を示唆している。おそらく問題のひとつは、予見可能性の変動を単に事後的な勝訴率の50%からの乖離で代理している点にあるかもしれない。元来、予見可能性の変動要因としては、法的不安定性の増減と裁判前の相談窓口のあり方が大きく影響すると考えられる¹³⁾。

一方の法的不安定性について、90年代後半か

図5 翌年勝訴比率の50%からの乖離と訴訟提起比率



出所：本稿図2。

ら解雇権濫用法理の動揺により予想の誤りが増加している可能性が指摘されているが、90年代後半には解雇者1万人あたり解雇事件訴訟件数は減少しており、データからは法的不安定性の増大は少なくとも支持されないだろう(図1参照)。

他方の裁判前の相談窓口のあり方はどうか。この点で近年重要なのは、2001年10月1日に都道府県労働局による「総合労働相談コーナー」が開設され、必要に応じて、都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会による斡旋を受けることができるようになったことであろう。この相談コーナーは強制執行能力を伴わないとはいえ無料で、全国300箇所に設置された。弁護士などの司法資源が都市部に集中している日本においては、司法へのアクセスの費用を押し下げたと予想できる。この個別労働紛争解決制度は、当事者双方の予見可能性を高める効果が期待される。たとえば裁判前に当事者双方に提示される斡旋案は、当事者が裁判に行った場合の判決を予見させるものであり、原告の楽観的な方向への予想の誤りによって生じる訴訟数を抑える効果があると思われる。しかし一方で、これまで悲観的な予想を持ち裁判を行わないという選択をしていた労働者は、

個別労働紛争解決制度の利用により予想が修正され、自らの権利を自信を持って主張しやすくなるという効果もあると考えられる。これら両方の効果があるため、予見可能性が高まることによる訴訟数への影響ははっきりしない¹⁴⁾。ただし予見可能性が高まることは不必要な訴訟を減らし、必要な訴訟を増加させるという意味で効率性を高める効果がある。

こういった役割が期待される個別労働紛争相談窓口での扱い件数の推移を、開設時から示したのが次の表2である。

表2の(d)/(a)は図1より再三掲示してきた解雇者1万人あたりの訴訟提起数で、2002年以降急激に上昇した期間にあたる。これに対して、(d)/(c)は、窓口での斡旋数あたりの訴訟数の変化を算出した数値であるが、(d)/(a)と異なり、一貫して低落傾向を示している。したがって、個別労働紛争相談窓口による斡旋が予見可能性を高め、不必要な訴訟を減少させる効果があると考えられよう。そうだとすると、2000年以降の訴訟提起比率の上昇は、個別労働紛争相談窓口開設による司法資源へのアクセス費用の低下が引き起こした見かけ上の現象であって、訴訟提起比率は本

表2 個別労働紛争相談窓口における解雇紛争の推移

	「雇用動向調査」による解雇者数(万人) (a)	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数							(c)/(b)
		総計(万件)			斡旋申請受理数(件)				
		(b)	解雇小計		(c)	解雇小計		(c)/(a)	
			(b)/(a)*10000			(c)/(a)			
2002年4月~2003年3月	89.3	10.3	3.2	363.3	3036	1439	16.1	443.4	
2003年4月~2004年3月	62.9	14.1	4.7	750.2	5352	2471	39.3	523.8	
2004年4月~2005年3月	51.4	16.0	4.9	954.4	6014	2519	49.0	513.8	
2005年4月~2006年3月	40.8	17.6	5.2	1283.9	6888	2838	69.6	541.8	
2006年4月~2007年3月	48.6	18.7	5.1	1050.0	6924	2823	58.1	553.2	
2007年4月~2008年3月	48.3	19.8	5.2	1071.4	7146	2771	57.4	535.5	

	解雇関係地方裁判所新受件数(件)										
	(d)	通常訴訟				(f)	仮処分			(d)/(a)	(d)/(c)
		(e)	(e)/(a)	(e)/(b)	(e)/(c)		(f)/(a)	(f)/(b)	(f)/(c)		
2002年1月~2002年12月	1,073	474	5.3	146.1	0.33	599	6.7	184.6	0.42	12.0	0.75
2003年1月~2003年12月	1,112	530	8.4	112.3	0.21	582	9.3	123.4	0.24	17.7	0.45
2004年1月~2004年12月	1,090	573	11.2	116.9	0.23	517	10.1	105.4	0.21	21.2	0.43
2005年1月~2005年12月	981	507	12.4	96.8	0.18	474	11.6	90.5	0.17	24.0	0.35
2006年1月~2006年12月	804	456	9.4	89.4	0.16	348	7.2	68.2	0.12	16.5	0.28
2007年1月~2007年12月	863	537	11.1	103.8	0.19	326	6.7	63.0	0.12	17.9	0.31

出所：厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」神林編著(2008)第6章図表6-6。

質的には1997年以降一貫した低落傾向を保持していたのかもしれない。このとき、1997年以降の訴訟提起比率と勝訴率の50%との乖離は正の相関をもつかもしいないが、残念ながら現時点ではそれを直接示す根拠は非常に薄弱であろう。

ここまで、裁判になる理由として、情報の非対称性と予想の誤りについて簡単に解説しその批判も見てきたが、これらのモデルはどれが正しいというのではなく、実際に裁判になる理由としてはどちらもありうるだろう¹⁵⁾。とくに、どのモデルでも訴訟コストの減少は訴訟数の増加をもたらすと考えられ、これらの要因が現実の日本の解雇紛争をどの程度説明するかは、これからの実証研究の展開を待つ必要がある。

IV 訴訟数の変化の要因（まとめに代えて）

今までの説明と推論をまとめよう。訴訟数の決定要因は、①訴訟コスト（リスク許容度、外部機会の大きさを含む）、②情報の非対称性、③予想の誤り、が考えられる。

①の訴訟コストに影響を与えるような変化が近年あったであろうか。弁護士費用や裁判費用、当事者のリスク許容度などに大きな変化があったとは考えにくいだが、外部機会の大きさは雇用状況により変動する。実際、1996年以前は訴訟提起比率と失業率とは負の相関を示しており、この推論の正しさの一端を示している。しかし、1997年から2001年には失業率が上昇しているにも関わらず、訴訟数は減少しており、逆に2002年以降は失業率が低下しているにもかかわらず、訴訟数は増加する傾向が見られた。1997年以降については外部機会以外の要因を検討する必要がある。

②の情報の非対称性については、解雇権濫用法理の構造から使用者側の主張が結論を左右し、その点について様々なノウハウが蓄積された結果、訴訟比率が低下している可能性を指摘した。この推論は、解雇を制御する解雇権濫用法理の法的安定性が増したことも示唆しており、興味深い。確かに、2000年前後以降、訴訟提起比率の上昇が起こり、同時に東京地裁において従来の解雇権濫用法理を逸脱した裁判例が相次ぎ、同法理が動揺

したという推論もありうる。しかしこの動きは、東京地裁での逸脱例がその後途絶えたことや、個別労働相談窓口の開設による司法資源へのアクセス費用が低下したことを考慮すると、解雇ルールは同期間にかえて安定していったことを示唆する。その意味で、1997年以降の動向は③の枠組みのなかで、解雇権濫用法理の法的安定性の獲得という側面から解釈可能なのかもしれない。

日本における労働紛争に関する具体的な法と経済学の分析例は乏しい。しかし、以上のように、簡単な集計データと簡単なモデル分析からの推論を交え、日本の労働規制の現実の動きに重要な示唆を与えてくれる可能性がある。

- 1) 法社会学では、成文化された法律と社会規範ともいべき社会的ルールを区別し、後者を「法（規範）」という概念で表現することが多い。法と法律は一般に履行過程も異なり、こと労働規制に関してはそれぞれ別個に分析が必要である。とはいえ、本稿では紙面の都合上、単純化のためにこの2つを区別せず、「法的ルール」として一括して取り扱いたい。六本（1986）など。
- 2) そのほか、ストライキによる実力行使や地域社会による圧力なども、法的ルールの履行過程としては重要であろう。
- 3) 神林編著（2008）第6章。
- 4) 神林（2008）によれば、これらの理由による離職者と世帯調査である『就業構造基本調査』で報告された同様の理由による離職者は大差がない。
- 5) しかし実際には、従業員が解雇されることによる損失と解雇できない場合の企業の損失は異なる場合があると考えられる。注10)参照。
- 6) S は本来効用水準を示しているので、 S の解釈を多次元ベクトルに拡張し、解雇撤回の表明の主観的価値を考慮することも可能である。
- 7) もちろん、和解成立条件（ A ）のパラメータのうち原告が勝訴した場合の π が変化する可能性も考えられる。しかし、その推移をデータ上詳細に追うこと、あるいは理論上形成要因を探ることは通常困難である。
- 8) 訴訟の経済分析についてのサーベイとしては、Cooter and Rubinfeld（1989）、Daughety（2000）などがあり、いずれも和解に失敗する理由の分析を中心としている。邦語文献としては、ラムザイヤ（1990）、ミセリ（1999）もこの問題を詳しく論じている。
- 9) 以下の、非対称情報による予想の不一致についての説明は、ミセリ（1999）によるものを土台としている。
- 10) この結果は、和解の方法が1回きりの条件提示である最後通牒ゲーム（Take-it-or-leave-it）の形をとっていることに依存しているが、Wang, Kim and Yi（1994）は、和解の話合いがルービンシュタイン・バーゲンングの形で繰り返されるケースでも、1回ゲームの場合と同様に、弱い原告は和解し、強い原告は裁判を行うと分析している。より一般的な和解過程のケースについては他にSpier（1992）、Daughety and Reinganum（1993）などを参照。
- 11) このような視点から、Priest and Klein（1984）の50%ルー

ルへの批判としては、例えば Shavell (1996) 参照。

- 12) 予想の不一致の分析方法については、株式市場の分析との共通性が高い。株式市場でも将来の株価を予想して、値上がりすると考えれば買い、値下がりすると考えれば売る。しかしこのように予想が食い違う理由の合理的説明は困難であり、このため株式市場での取引量について十分には説明できていない。ここで扱っている裁判結果も将来の株価も様々な要因に依存しており、予想が困難なものの一つといえよう。そのような予想困難なものに関する期待のあり方としてケインズの「強気」「弱気」の考え方やナイトの不確実性の考え方が裁判モデルでも有用であると思われる。
- 13) Priest (1987), Cooter (1987) は、法的不安定性が訴訟数を増加させるかという視点から時系列データを用いて分析している。また Ramseyer and Nakazato (1989) は日本の訴訟率の低さをその法的安定性から説明している。
- 14) 裁判の予見可能性を高める制度については、アメリカにおけるディスカバリー制度の効果が分析されている。Cooter and Rubinfeld (1994) 参照。
- 15) 他の要因としては、当事者のリスク許容度と当事者の私的利益が考えられる。当事者のリスク許容度が小さい場合には当事者は裁判を避ける率が高くなると考えられる。また従業員が解雇されないことによる効用と解雇できない場合の企業の損失は異なる場合がある。解雇されないことによる効用が大きい場合、従業員は裁判に行く可能性が高くなり、解雇できない場合の企業の損失が大きい場合、企業はより高い和解金を提示すると考えられる。

参考文献

- Bebchuk, L. A. (1984) "Litigation and Settlement under Imperfect Information," *RAND Journal of Economics*, 15, 404-415.
- Binmore, K. (1992) *Fun and Games: A Text on Game Theory*, Lexington, MA, DC, Heath and Company.
- Cooter, R. D. (1987) "Why Litigants Disagree: A Comment on George Priest's 'Measuring Legal Change'," *Journal of Law, Economics and Organization*, 3(2): 227-234.
- Cooter, R. D. and Rubinfeld, D. L. (1989) "Economic Analysis of Legal Disputes and Their Resolution," *Journal of Economic Literature*, 27, 1067-1097.
- Cooter, R. D. and Rubinfeld, D. L. (1994) "An Economic Model of Legal Discovery," *Journal of Legal Studies*, 23, 435-463.
- Daughety, A. F. (2000) "Settlement," In *Encyclopedia of Law and Economics*, edited by Boudewijn Bouckaert and

Gerrit De Geest, 5.95-158. Cheltenham, Eng. : Edward Elger.

- Daughety, A. F. and Reinganum, J. F. (1993) "Endogenous Sequencing in Models of Settlement and Litigation," *Journal of Law, Economics and Organization*, 9, 314-348.
- Priest, G. L. (1987) "Measuring Legal Change," *Journal of Law, Economics and Organization*, 3(2): 193-226.
- Priest, G. and Klein, B. (1984) "The Selection of Disputes for Litigation," *Journal of Legal Studies*, 13, 1-55.
- Ramseyer, J. M. and Nakazato, M. (1989) "The Rational Litigation: Settlement Amounts and Verdict Rates in Japan," *Journal of Legal Studies*, 18, 263-290.
- Shavell, S. (1996) "Any Frequency of Plaintiff Victory at Trial is Possible," *Journal of Legal Studies*, 25, 493-501.
- Spier, K. E. (1992) "The Dynamics of Pretrial Negotiation," *Review of Economic Studies*, 59, 93-108.
- Thomas, R. (1995) "The Trial Selection Hypothesis Without the 50 Percent Rule: Some Experimental Evidence," *Journal of Legal Studies*, 24, 209-228.
- Wang, G., Kim, J. and Yi, J. (1994) "Litigation and Pretrial Negotiation under Incomplete Information," *Journal of Law, Economics and Organization*, 10, 187-200.
- 神林龍編著 (2008) 『解雇規制の法と経済』日本評論社。
- 神林龍 (2008) 「雇用変動指標の再検討——1991~2005年『雇用動向調査』をもとに」『経済研究』第59巻第3号, 240-255頁。
- 玄田有史・高橋陽子・伊藤由樹子 (2007) 「希望退職が雇用と生産性に与えた影響」宮川努編『失われた10年を超えて——新生日本経済の課題』日本経済研究センター, 第6章。
- 六本佳平 (1986) 『法社会学』有斐閣。
- ミセリ, T. J. (1999) 『法の経済学』細江守紀監訳, 九州大学出版会。
- ラムザイヤー, M. (1990) 『法と経済学——日本法の経済分析』弘文堂。

むらまつ・かんじ 駒澤大学経済学部准教授。最近の主な著作に「準拠法選択の実証分析」『ジュリスト』No. 1348。法と経済学専攻。

かんばやし・りょう 一橋大学経済研究所准教授。最近の主な論文に「非正社員の活用方針と雇用管理施策の効果」『日本労働研究雑誌』No. 577 (有賀健・佐野嘉秀氏との共同論文)。労働経済専攻。